

PTA活動の紹介！

本校のPTA活動は、本部役員会の他、健全研修委員会・調査広報委員会・進路委員会の各種活動によって支えられています。

また、PTAの予算は「メーリングリストの運営」・「災害備蓄食料品（画像4）の購入」・「塩高カレンダーの制作」・「全国高P連賠償責任保証制度の加入」等に有効活用させて頂いております。

PTA各種委員会の主な活動

☆健全研修委員会

- ・生徒対象の「浴衣の着付け教室」（画像2）の企画・実施
- ・保護者・職員対象の「PTA研修旅行」の企画・実施

☆調査広報委員会

- ・学校行事が満載した「塩高カレンダー」（画像3）の制作
- ・PTA会報「青春満開」の制作

☆学年進路委員会

- ・保護者を対象とした進路先見学会の企画・実施

PTA並びに教育振興会事業計画

月	本校関係	高P連関係
4	<ul style="list-style-type: none"> ・本部役員会 ・前年度会計監査・三役会 ・PTAおよび教育振興会総会 ・PTA塩高カレンダー発行 	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・本部役員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・県高P連仙塩支部総会
6		<ul style="list-style-type: none"> ・県高P連総会
7	<ul style="list-style-type: none"> ・本部役員会 ・会報発行 ・ゆかたの着付け教室実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・東北地区高P連大会 ・県高P連指導者中央研修会
8		<ul style="list-style-type: none"> ・全国高P連大会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・塩高祭参加 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・本部役員会（上半期反省会） ・上半期会計監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・みやぎ高校PTA万行バル
11		<ul style="list-style-type: none"> ・県高P連仙塩支部研修会
12		<ul style="list-style-type: none"> ・県高P連事務局長研修会
1		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・本部役員会（下半期反省会） 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・会報発行 ・予算編成三役会 	

PTA役員への御協力をお願いします！

学校とご家庭の連携を図り、PTA活動によって本校の教育活動が円滑に行われるよう、ぜひPTA活動にご協力をお願いします。

〈作成：宮城県塩釜高等学校 総務部PTA担当〉

PTA関連の画像



PTA役員会（画像1）



浴衣の着付け教室（画像2）



塩高カレンダー（画像3）



防災備蓄品（画像4）

PTA会則

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、宮城県塩釜高等学校PTAと称し事務局を同校内に置く。

(会 員)

第2条 本会は、宮城県塩釜高等学校生徒の保護者及び教職員をもって組織する。

第2章 目的並びに事業

(本会の目的)

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を実現するため次の事業を行う。

- (1) 会員の教養を高め、相互の連携を深めるための事業
- (2) 学校・家庭・社会教育の振興をはかるための事業
- (3) 学校教育の施設・設備の充実をはかるための事業
- (4) 生徒の生活、進路指導のための事業
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 役 職 員

(役員及び委員)

第5条 本会に次の役員及び委員を置く。

- 会 長 1名
- 副 会 長 4名 (父母3名・学校1名)
- 事務局長 1名
- 会 計 3名 (父母2名・学校1名)
- 監 事 3名
- 幹 事 (各種委員会委員長)

(役員を選出)

第6条 役員は総会において選出する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会 長 本会を代表し会務を総理する
- (2) 副 会 長 会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理する。
- (3) 事務局長 会長の命を受け本会の会務を処理する。
- (4) 会 計 本会の会計を処理する。
- (5) 監 事 本会の会計を監査する。
- (6) 幹 事 本会の事務を処理し、議事その他を記録する。

(役員の仕事)

(顧問及び参加)

第9条 顧問及び参加は次のとおりとする。

- (1) 本会に顧問及び参加を置くことができる。
- (2) 顧問は役員会の推薦により会長が委嘱し、本会の諮問に応ずる。
- (3) 校長は参加に就任し、本会の運営全般に参画することができる。

第4章 会 議

(総 会)

第10条 本会の総会は次のとおりとする。

- ①会務報告
- ②決算報告
- ③事業計画
- ④予算
- ⑤役員改選
- ⑥会則の改正
- ⑦その他本会の目的に必要な事項

- (2) 総会は、会長がこれを招集し、次のことを付議する。
- (3) 総会は、委任状を含め、会員総数の3分の2以上をもって成立し、議決は出席者数の過半数をもって決定する。
- (4) 緊急を要する場合には、役員会をもってこれに代えることができる。ただし、この場合、次の総会で承認を受けることとする。

(役員会)

第11条 本会の役員会は次のとおりとする。

- (1) 役員会は、第3章第5条で構成し、必要に応じて会長が招集し会務の執行に関して連絡協議する。
- (2) 役員会の議決は出席会員の過半数を必要とする。

(専門委員会)

第12条 本会の会務の運営を効率化するため、本会に専門委員会を置く。

専門委員会（調査広報、学年・進路、健全・研修）は、それぞれ所轄事項に関して事業を企画実施する。

(学年委員会)

第13条 本会の目的及び事業実現のため、各学年に学年委員会を置く。

学年委員会は、各学年毎に学年委員長を1名選出し、所轄事項に関して事業を企画実施する。

学年委員長は、学年・進路委員会に所属し、学年・進路委員会の委員長・副委員長を務める。

第5章 会 計

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日を以て終わる。

(経 費)

第15条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあたる。
会費の額は別に定める。

(監 査)

第16条 監事は毎年10月及び4月に本会の経理について監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

附 則 本会の会則は平成22年4月1日より実施する。

(平成22年4月 1日 実施)

(平成23年5月14日 一部改正)

(平成24年4月28日 一部改正)